

令和 6 年 3 月 定例会

教育民生委員会会議録

3 月 1 3 日（水）

防 府 市 議 会

令和 6 年第 2 回 教育民生委員会会議録

○日 時 令和 6 年 3 月 1 3 日（水） 午後 1 0 時 0 0 分

○場 所 議会棟 3 階 全員協議会室

○付議事件

- (1) 議案第 2 2 号 令和 6 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 2 3 号 令和 6 年度防府市と場事業特別会計予算
議案第 2 5 号 令和 6 年度防府市交通共済事業特別会計予算
議案第 2 6 号 令和 6 年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第 2 7 号 令和 6 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 4 0 号 防府市介護保険条例中改正について
議案第 4 2 号 防府市国民健康保険条例中改正について
-

○出席委員（ 9 名）

教育民生委員長	青	木	明	夫
教育民生副委員長	河	村		孝
教育民生委員	石	田	卓	成
〃	上	田	和	夫
〃	河	杉	憲	二
〃	清	水	力	志
〃	田	中	健	次
〃	田	中	敏	靖
〃	藤	村	こ	ずえ

○欠席委員（なし）

○委員外議員（ 4 名）

久	保	潤	爾
高	砂	朋	子
村	木	正	弘
森	重		豊

○説明のため出席した者（１１名）

生活環境部長	金 澤 哲
生活環境部次長	尾 中 克 則
くらし環境課長	嶺 田 直 朗
保険年金課長	柳 仁 志
健康福祉部長	石 丸 典 子
健康福祉部次長	松 村 訓 規
高齢福祉課長	阿 部 かおり
高齢福祉課主幹	小 野 泰 子
健康増進課長	野 島 由美子

○出席書記

中 井 敏 貴

午後１０時００分 開会

○青木委員長 ただいまから、教育民生委員会を開催いたします。

それでは、さきの本会議において、当委員会に付託となりました案件について審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

議案第４２号 防府市国民健康保険条例中改正について

○青木委員長 初めに、議案第４２号防府市国民健康保険条例中改正についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○尾中生活環境部次長 生活環境部でございます。

では、防府市国民健康保険条例中改正について、補足説明を申し上げます。

議案書の３１１ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、国民健康保険法施行令などの改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

では、議案書の３１９ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、退職者医療制度の廃止に伴う改正でございます。

３１９ページから３４６ページまで、広範囲にわたって改正がございますけれども、退職者医療制度につきましては、平成２０年度から経過措置として継続をされておりましたけれども、国民健康保険法の改正により廃止をされることとなりましたので、本市条例に

ついて所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書は３３４ページから３３５ページにまたがっておりますけれども、条例第１１条の６の１１、後期高齢者支援金と賦課限度額の改定についてでございます。

高齢化等によりまして医療費が増大する中で、高所得者にも応分の負担を求め、中間所得層の負担上昇を抑制することを目的としまして、国民健康保険法施行令が改正をされましたので、本市条例において所要の改正を行うものでございます。

賦課限度額につきましては、国民健康保険法施行令で定められておりまして、その範囲内で市が条例で定めるというふうにされております。このたび政令の改正によりまして、賦課限度額が２２万円から２４万円に引き上げられましたので、本市においても政令と同額に引き上げるものでございます。

続きまして、議案書は３３９ページをお願いいたします。

条例では第１７条、軽減判定所得基準額の改正でございます。物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないようにすることを目的に、国民健康保険法施行令が改正をされましたので、所要の改正を行うものでございます。

低所得者に対する保険料の減額についての基準は、これもやはり政令で定められておりまして、今回の改正によりまして、軽減判定所得基準額が引き上げられましたので、改正の趣旨にのっとりまして、政令と同額に引き上げるものでございます。

改正の内容につきまして、議案書は３３９ページの中ほどでございますが、５割軽減の判定に用います所得基準額は現行の２９万円から２９万５，０００円に、また議案書は３４０ページの中ほどでございますが、今度は２割軽減の判定に用いる所得基準額を現行の５３万５，０００円から５４万５，０００円に引き上げるものでございます。

改正条例の施行期日につきましては、議案書の３１７ページにお示しをいたしております。政令等の改正に準じまして、令和６年４月１日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○青木委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 まず退職者医療制度の廃止についてお尋ねしますが、これ、今まで雇用保険のほうで会社勤めだとか何とかで、そういう人が今度退職して国保になると。そうすると一気に高齢者になるわけですから、負担が増えるという形でこういう制度があったんですけど、国の法律で平成２０年度に、さっき改正というような話があったかと思うんですが、それで、これが経過的に残されていたわけですが、そういう形の中で、これ対象者というのがかなり減ってきていると思うんですが、実質的には、これによって国民健康保険財政に与える影響というのか、そういうのをいわゆる協会けんぽだとか、それ

から健保組合からお金を国保会計のほうに頂いとったということがあったと思うんですが、そういう意味で、実質的に国保会計に与える影響というのはあまりないんでしょうか。国の法律でこういうふうになっているわけですからですけども。

○柳保険年金課長 お答えいたします。

今、対象者ということになりますけど、今いらっしゃいません。令和元年度をもって対象者はなくなったということでございます。

ですので、それでも引き続き過年度の異動があったりとかして保険料が発生したりとかいうことはあります。影響としては僅かという形になります。

以上です。

○田中（健）委員 分かりました。自治体によっては、そういう人は国保財政にとってプラスになりますから、手を挙げてくださいということをホームページに出しているような自治体もあったんで、防府市の場合、その辺の財政的な影響ということを一応聞いてみたんですけども、ないということ。

それで、2つ目の質問は、賦課限度額、後期高齢者ですけども、これの引上げに伴う影響で、大ざっぱな世帯でいいんですが、何世帯ぐらいがこれに該当するのか、それによって大ざっぱにどれぐらい調定額が増えるのか、分かれば教えてください。

○柳保険年金課長 お答えいたします。

影響を受ける世帯としては61世帯、調定額としては109万円ほど増を見込んでおります。

○田中（健）委員 61世帯ということであれば、ほんの僅かというのか、国保の中かなり収入が高い世帯ということになるんだと思います。

もう一つ、5割軽減、2割軽減で29万円を29万5,000円にしたり、53万5,000円を54万5,000円にするということでしたが、ちょっと参考までに、今、2割軽減、5割軽減、7割軽減の世帯がどれぐらいあるのか、分かれば教えていただければと思います。

○柳保険年金課長 ちょっとばらばらになりますが、4年度現在になりますけど、2割軽減が3種類あります。（発言する者あり）大ざっぱな数ですか。2割軽減が約2,000、5割軽減が約2割、2,500、7割軽減世帯が約5,000ぐらいですか。

○青木委員長 ほかにございませんか。

○石田委員 これ、国保とかの、後期高齢者もそうなんですけど、ミクロの話じゃなくて、もうちょっと大きな話なんですけど、一種の税金みたいな感じで、どうせ払わんにゃあいけないもんじゃないですか。現役負担の上限が定められているので、高所得者ほど有利に

なったりとか、そういう社会的な問題がある中にあって、自分たちがやっている超党派の地方議員連盟でも、この前ちょっと提言なんか入れたんですけど、考え方として税金と一緒のようなもんだから、所得税の累進制も強化して、税として全部一発で取って、国保も厚生年金も全部混ぜて、あと介護とか後期高齢者とか、いろいろ多岐に分かれているじゃないですか。その分、職員さんもたくさん要るし、事務負担も要るし、現場はこうやって改正があると大変な仕事量になるし、物すごい無駄が発生していると思うんです。

その中で、さっき言った税としてやったほうがいいんじゃないとか、そういうふうな議論っていうのは全くないんでしょうね。すごい細かい、次々に制度をつくられて、新しい、現場、本当事務負担とか考えると、職員さんも相当かかっていると思うんです、これに。地方公務員、正規職員もこれだけ減る中で、本当に大変だなと思っているんですけど、ぜひ国のほうにもそういう声を、市長会とか通じて上げてほしいなとか思いながら、どうなんかなと思って、部長のほうがいいかな。

○柳保陰年金課長 今、我々職員のことも考えていただきまして、ありがとうございます。今、そういった全部を統合するということまでの話は、全然私のほうでは聞いておりません。それを市長会等を通じてということですよ。そちらのほうは、またちょっと検討させていただきます。

○石田委員 世代間の人口格差もありますよね。今後20年ぐらいはまだ大変な状況が続くんですけど、現役世代が支えるというのも限界があるんで、国費をもう国債発行でどんどん投入していくしか維持する方法がないんですけど、やたらとその中だけで、要は払い込みがどんどん増えていくということで、結構所得も上がらんのに厳しいなと思っているんで、ぜひ機会があれば、そういう発言をしていただけたら助かりますんで、お願いします。

○青木委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようなので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 よろしいですか。ないようなので、議員討議を終結し、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第42号については原案のとおり

り全員一致で承認されました。

議案第 2 2 号 令和 6 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 6 年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 6 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 2 7 号 令和 6 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○青木委員長 次に、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号、議案第 2 5 号及び議案第 2 7 号の 4 議案を一括議題といたします。

まず、議案第 2 2 号令和 6 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○尾中生活環境部次長 それでは、令和 6 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、予算参考資料により御説明を申し上げます。

では、予算参考資料の 4 1 3 ページをお願いいたします。

国民健康保険事業につきましては、1 人当たりの療養給付費等の増加傾向は変わっておりませんで、財源不足につきましては、基金繰入金等により補うことといたしまして、令和 6 年度の保険料率は据え置くことといたしております。

では、4 1 8 ページをお願いいたします。

療養諸費でございます。疾病や不調により、医療機関で受けた診療や調剤に係る医療費や補装具、鍼灸の施術代等の医療費のうち、被保険者の一部負担金を除く費用を支出するものでございます。

続きまして、4 2 2 ページをお願いいたします。

こちら、款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。事業費納付金の総額は 2 7 億 8, 2 9 5 万 4, 0 0 0 円で、これは国民健康保険を運営するため、市町が県に納付をするものでございます。

予算費目については、4 2 2 ページの医療給付費納付金、それから次の 4 2 3 ページの上段、後期高齢者支援金等納付金及び下段の介護納付金の 3 つに分かれておりますけれども、いずれも市町の医療費水準等を考慮して、県が金額を決定をいたしております。

では、4 2 4 ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費でございます。生活習慣病について、早期発見・早期治療に資するため、4 0 歳以上 7 5 歳未満の被保険者を対象に特定健康診査を実施いたしております。

6 年度は、特定健診について未受診者への受診勧奨通知を 1 回増やして年 3 回に、また、総合がん検診と合同で実施をしております集団検診を 1 回増やして年 4 回にするとともに、

会場を三友サルビアホールに変更するなど、受診者の増加に努めてまいります。

では、４２５ページをお願いいたします。

保健事業費でございます。人間ドックの利用助成や、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組むとともに、鍼灸施術利用の助成等を行ってまいります。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について予算書のほうで御説明を申し上げます。

予算書の５６６ページをお願いいたします。

上から２段目の１目国民健康保険基金繰入金につきまして、国民健康保険事業特別会計全体の収支を勘案し、財源不足に対応するため４億３、５００万円を計上いたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○青木委員長 執行部の補足説明に対する質疑をしております。

○田中（健）委員 予算参考資料の４２４ページですけれども、拡大ということで、特定健康診査等の受診勧奨通知の通知を１回増やすと、年３回にして、３回目をはがきからＡ４サイズに変更すると、大きなものにすることだと思っておりますが、これは、だからどんなスケジュール間隔でするんですか。年３回というと、年度初めぐらいに出して、それから途中の段階で、それまでに受診していない方にまた２回目を出す。それから、３回目はそれまでに、直前ということにはならないかもしれませんが、——ということになると思っておりますが、どういうスケジュール間隔になるんですか。

○柳保険年金課長 特定健診につきましては、一応受診期間が６月から１２月までとなっております。今回の勧奨はがきにつきましては、６月と８月と１０月を今予定しております。

○田中（健）委員 これと併せて、特定健診以上に細かく検査するもので、人間ドックがありますよね。人間ドックは、これは申し込みができれば１２月末までにやってほしい。で、それから３月までが締切りじゃなかったかと思うんですが、そういうことでいくと、例えば人間ドックを１月から３月までに受けるという人のところには、特定健診を受けるつもりはもともとないのに、３回行くみたいな話になりますよね。何かそういう人間ドックに行くというような人は、わざわざそこまでしなくてもいいような感じもするわけですが、そういうことは何か把握できないでしょうか。

私なんかはそれなので、毎年１月に人間ドックを受けるわけですが、特定健診の勧奨のはがき来るけれども、私、人間ドックに行くのになと思って、今までもはがき来ても、これ、もらわなくてもいいんだけどもと思いつつ、それが今度３回目が増えて、なおかつ

秋から郵送料が上がるというような話もあるし、ちょっと何かその辺はどうかなと思ったりもするんですが。

○柳保険年金課長 人間ドックと特定健診、ちょっと期間が違いまして、人間ドック受けるから特定健診のはがきもらってもという話が今おっしゃられたところでございますけど、一応人それぞれで事情が違いますんで、皆さんにそれぞれ御案内させてもらって、できるだけ人間ドックか特定健診を受診していただけるようにさせてもらっていますので、今、例年どおり6年度も出させていただきたいなとは思っております。

○田中（健）委員 いろいろ行政が努力をされているということは認めますけども、そういうことも思いますので、これは極めて私の個人的な感想になりますけど、ほかにも人間ドックを毎年受けられている方は、同じような感じを持たれるかもしれません。

それで、そういう形で特定健診、勧められるということは大事なことで、やらなくちゃいけないと思うんですが、これは結局、受診率が低いということが根本的にあるから、こういう形で何とか余分にお金がかかってもという考え方だと思うんですが、今、これがどれぐらいの水準で、新年度どれぐらいの目標を掲げておられるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○柳保険年金課長 今、令和4年度の実績でいうと、33.2%が受診率、5年度につきましては、今、受診者数は若干低くなっておりますけど、対象者がちょっと減少しております、一応受診率はアップを見込んでおります。それが今、これは見込みですので、どうなるか分かりませんが、35%にならないかなと思っております。令和6年度の目標としては、2.5%アップの37.5%を目標に、今、それを目標に頑張っていこうと思っております。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。そういう形で、なかなか一挙には増えないかもしれませんが、ぜひ受診率の向上、努めていただければと思います。

それと、422ページから423ページの県に対する納付金ですが、これは医療費、後期高齢者介護というふうにあるんですが、この中で、ちょっと簡単に仕組みだけ教えていただければと思うんですが、県の支出金がありますよね。県に納付するんだけど、県の支出金というのが、これは調整するということで、ここに入ってくるのか、何か仕組みとすれば非常に分かりにくいような、県に払うのに県から支出金が出ているというようなことで、その金額も全体の金額の中のごく僅かなんですが、随分、3分の1になっていたり、半分近くになっていたり、これが医療費水準とか所得水準等を考慮して県から示されるのが全体の金額なんだろうけど、この県の支出金というのは、どういう意味合いでここに

入ってくるのか教えてください。

○柳保険年金課長 まず、事業費納付金全体でいきますと、医療費給付とかそういったものは、県全体にかかる医療費につきまして、それに対して各市町に幾らか払ってくれというふうなのが来るのが事業費納付金でございまして、それに対して払ってきたもの、事業費納付金で集めたお金に対して、国とか県とかの歳入とかを含めまして、県全体の医療費を払っているという状況でございます。

それと、県支出金の話でございますけど、これは今、それぞれ予算額がそんなに変わらないのに下がっていたりしているところもありますけど、これにつきましては、今回、県支出金全体について、いろんなところに支出と歳入を充当して割り当てているんですけど、その部分を今回見直しを行いまして、そのため予算額と県支出金の割合が合わないところもちょっと出てきております。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。少ない金額ですけど、どうしてこんなに変わるのかということをお尋ねしました。

それから、ページが遡っていくんですけど、421ページの傷病手当金、これ、コロナの関係で、国保会計で初めてこれで傷病手当金が、健保組合だとかそういうものには傷病手当金があったんですが、国保に初めてそれが出てきたんですけれども、これが5類感染症に位置づけられたので、5月8日以降の感染は駄目ということですが、5月7日までの感染ということになると、それから申請期限は一応2年以内ということになっているので、そういう形で、多分ないかもしれないけれども、一応ここに予算的に上げておくという、そういう感じですか。

○柳保険年金課長 お見込みのとおりでございまして、遅れて申請が出てきたりとか、そういったことも考えられますので、傷病手当金を上げさせていただいております。

以上です。

○石田委員 424ページなんですけど、御案内を1回増やすということなんですけど、これって県全体で行うとか、市が独自にやるもんなんかとか、その辺を教えてもらいたいなど。

○柳保険年金課長 特定健診につきましては、制度自体は国の制度なんですけど、御案内等は、それは各市町でそれぞれがやっております。

○石田委員 ありがとうございます。私は健診受けない派なんですけど、受ければいろいろ悪いところを見つけられて、薬をどんどん増やされて、いや、飲みたくないと言うても出されるんで、捨てているんですけど、そういう増やすんですよね、医者は。1個飲めば

また次の病気が出てきて、またそれに対処する薬やって、１０個くらい飲んでいる御老人の方、本当に多いですね。

だから、本当にこれが健康につながっているのかなってという本質的な、もっと、要は急性期医療と慢性期医療っていうのは、本来もうちょっと分けて考えるべきなんじゃないのかなと思うんですけど、答えられんでしょうけど、そうやって防府市が個別でやっているのか、県全体でやってるのかというのを知りたかったんで、その御案内増やすの、分かりましたんで、いいです。

○藤村委員 すみません、このページに関連で、この拡充のところに、年３回、土曜日に総合がん検診と合同実施している集団検診の回数を、今年１回増やすということなんですけれども、会場も三友サルビアホールに変更してということなんですけど、日曜日に実施するというので、大変受診しやすくなるんじゃないかなというふうに思いますが、今の受診状況とといいますか、教えていただけませんか。

○青木委員長 暫時休憩します。

午前１０時３２分 休憩

午前１０時３３分 開議

○柳保陰年金課長 令和５年度の実績につきましては、今、総合がん検診のほうを３回やっております、全体で１１０人の方が受診されております。

○藤村委員 ありがとうございます。過去のをもうちょっと調べればよかったんですけど、だんだん増えていると思っていいんでしょうか。

○柳保陰年金課長 やっぱり回数を増やしておりますんで、増えているという状況です。

○藤村委員 ありがとうございます。また会場もちょっと大きいところに移して、受診しやすくなるんじゃないかなというふうに思いますので、私もちょっとはつきりよく覚えていないんですけど、総合がん検診のお知らせが来たから、お願いしますって電話したら、もういっぱいですって言われたっていうことがあって、そんなすぐいっぱいになるんですかって伺ったことがあって、その状況は聞いていますか。

○柳保陰年金課長 やっぱり人気がありまして、そういうことがあるというのは聞いております。

○藤村委員 せっかく受けたいなと思っても、いっぱい受けられないということは、すごく残念じゃないかなと思います。もう一回、今年はもう一度回数を増やすということなので、それで希望する方が全て受けられるようになったらいいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○青木委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、次に、議案第23号令和6年度防府市と場事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○尾中生活環境部次長 それでは、令和6年度防府市と場事業特別会計予算につきまして、予算参考資料により御説明を申し上げます。

予算参考資料の429ページからでございます。

と畜場は、市民の食生活の向上及び食肉衛生の管理を図ることを目的といたしまして設置をいたしております。

次の430ページをお願いいたします。

と場事業費でございますが、衛生管理責任者報酬、それから各種委託料など、施設を維持管理するための経費を計上いたしております。

次の431ページの公債費でございますが、こちら、令和2年度に実施をいたしましたHACCP（ハサップ）対応工事のため借り入れました市債の償還元金及び償還利子を計上いたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○青木委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、次に、議案第25号令和6年度防府市交通災害共済事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○尾中生活環境部次長 それでは、令和6年度防府市交通災害共済事業特別会計予算につきまして、予算参考資料により御説明を申し上げます。

予算参考資料の436ページをお願いいたします。

本事業につきましては、市民の交通事故に関しまして、相互救済制度により市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものでございます。

では、437ページをお願いいたします。

共済事業費では、加入促進のパンフレット等の作成費、加入の取りまとめをしていただきました自治会への謝礼金、それから、交通災害に遭われた方への見舞金を計上いたしております。

なお、必要経費の財源につきましては、共済会費及び繰越金等で賄っております。

説明は以上でございます。

○青木委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長　ないようですので、次に、議案第27号令和6年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○尾中生活環境部次長　それでは、令和6年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算について、予算参考資料により御説明申し上げます。

予算参考資料の457ページでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害がある人を被保険者とする制度でございます。

保険者であります山口県後期高齢者医療広域連合が医療費の給付や保険料率の決定、賦課を行い、市は申請受付業務と、それから保険料徴収業務を行っております。

461ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。徴収した保険料や、それから広域連合の運営に係る事務費等のほか、保険基盤安定負担金として保険料の軽減など、広域連合に納付をいたしております。

説明は以上でございます。

○青木委員長　執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○清水委員　予算参考資料の461ページになるのかどうか、この質問、分かんないんですけど、お聞きしたいのは、国のほうが健康保険法の改正、その中で出産祝い金が現行の42万円から50万円に引き上がったのに伴って、75歳以上の保険制度の保険料率を、24年度以降段階的に引き上げると。その中で、おおむね年金収入が約153万円以上の方が対象であるというふうなことなんですけれど、これ実際、来年度からの後期高齢者の保険料、実際上がるのかどうか、どのくらい上がるのかというのが分かれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○柳保険年金課長　お答えいたします。

後期高齢者医療制度の保険料の改定は2年に1回ほどされておりまして、今年、6年度から保険料が上がるというふうになっております。今、こちらのほうで聞いているのは、所得割については10.34%から11.52%、均等割については5万3,417円が5万7,012円に上がるというふうに聞いております。

○青木委員長　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長　ないようですので、4議案を一括して、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、一括して討論を求めます。

○清水委員 4議案のうち、議案第22号令和6年度防府市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第27号令和6年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場を申し上げます。

議案第22号についてでございますが、新年度の国保料については、これまでと変わらず据え置きとなっております、これはこれで評価をいたしますが、まだまだ高い水準となっております。高過ぎる国保料の引下げをするべきだという考えの立場から、反対の立場を表明いたします。

議案第27号については、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして負担増を強いる医療制度でございます。高齢者の生活を見ると、物価高騰や年金の減額、消費税増税などの厳しさが増しており、本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が反対に高齢者を苦しめております。

防府市は、国に対して年齢にかかわらず、全ての国民が安心して医療を受けられるような抜本的な医療制度の見直しを強く求めるものだと考え、反対の立場を表明いたします。

以上です。

○青木委員長 ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 では、討論終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております4議案については、反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。

初めに、議案第22号についてお諮りいたします。議案第22号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○青木委員長 挙手多数でございます。よって、議案第22号については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第27号についてお諮りいたします。議案第27号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○青木委員長 挙手多数でございます。よって、議案第27号については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第23号及び議案第25号についてお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第２３号及び議案第２５号の２議案については、原案のとおり全一致で承認されました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前１０時４４分 休憩

午前１０時４５分 開議

○青木委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第４０号 防府市介護保険条例中改正について

○青木委員長 議案第４０号防府市介護保険条例中改正についてを議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○松村健康福祉部次長 それでは引き続きまして、健康福祉部所管の議案第４０号防府市介護保険条例中改正について御説明いたします。

議案書の１６９ページをお願いします。

本案は、介護保険法第１２９条第２項及び第３項の規定に基づき、令和６年度から令和８年度までの３年間における第１号被保険者の保険料率を定めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

改正に当たりましては、低所得者の保険料上昇を抑制するため、被保険者間での所得再配分機能を強化することとし、現在１２段階に設定している所得段階区分を国の新たな基準と同じ１３段階に見直し、所得に応じた応分負担をお願いすることとしております。

それでは、１７５ページをお願いします。

１７５ページ、議案参考資料、新旧対照表でございます。

１７５ページから１７９ページまでの第４条におきましては、第１号から第１２号までの所得段階区分と保険料の額を改めるとともに、新たに第１３号を定めるものでございます。

なお、第５号に定めます介護保険料の基準額は、年額６万９,３５０円を７万８６０円に改めることとし、月額に換算いたしますと、５,７７９円から５,９０５円へ１２６円の増額をお願いするものでございます。

次に、１８０ページをお願いします。

１８０ページの附則第１３条におきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、条例第４条第１号から第３号までの低所得者における保険料軽減措置に係る特例を定めるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○青木委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 防府市が今１２段階で、国のほうは、元はたしか９段階だったと思うんですが、９段階を１３段階に今度しなさいということで、防府市は高額所得者に応分の負担をしていただくというような形で、県内の多くの市も１２段階ぐらいにしておったと思うんですが、それで、これ県内の他市はどんな状況なのか、やっぱり１３段階にしているのか、もともと９のところを１２にしていたわけなので、もっと、１３段階でなくて、１３段階より少なくするということは、国のほうはたしか認めていなかったと思うので、１４だとか１５というような自治体が県内であるのかどうか、ちょっとそれを教えてください。

○阿部高齢福祉課長 お答えいたします。

県内の状況ですけれども、今回の改定に合わせて１３段階にするところも多いんですけども、それ以外に下関や山口等、下関などは１６段階、山口は１５段階、宇部も１６段階等、１３段階以上の段階をつくっている市も幾つか見受けられる状況でございます。

以上です。

○田中（健）委員 その場合は、今一番、今度の新しい制度でいくと、７２０万円が一番、７２０万円以上というのが１３段階ですが、それよりももっと上の刻みというのか、しているのか、７２０万円までをもうちょっと細かく、うちの例えば途中の１０段階とか１１段階とか、途中を２つに分けているとか、どちらですか。１２段階、１３段階、７２０万円以上をもっと、例えば８００万円とか１，０００万円とかいう形にしているのか、ちょっとその辺を教えてください。

○阿部高齢福祉課長 お答えいたします。

１２段階までは、基本国の基準どおりにほとんどの市がしておりまして、１３段階以上、１４、１５をつくっているところは刻んで、例えば１３段階が８２０万円以上、１４段階が９２０万円以上、１５が１，０２０万円以上というふうな、大きい数字のほうを使っております。

以上です。

○田中（健）委員 分かりました。応能負担という考え方でいけば、私は下関や山口や宇部のような形で、２．４を今度２．５にするのか、２．６にするのか、難しいところはあるかもしれませんが、そういう方向を一つ今後考えていくべきじゃないかということ、一つ意見として申し上げておきます。

それで、そうやって保険料が上がる方と併せて、軽減措置で下がる方、たしか第１段階、

第２段階、第３段階の方は、毎月の保険料負担がむしろ下がり、低所得者が下がり、高額所得者が増えるという形、中間も増えるんですけども、そうになっていたと思うんですが、その下がる第１段階、第２段階、第３段階というのは、全体の割合でいけばどれぐらいの率になるんですか。大ざっぱな３割とか４割とか３分の１とか２分の１とか、ちょっと数字を、大ざっぱなところで構いませんが。

○阿部高齢福祉課長 少々お待ちください。

お答えいたします。

第１段階の方が、構成割合といたしまして１５．５％、第２段階が１２．９％、第３段階が１１．２％の構成割合になっております。

○田中（健）委員 そうすると、約４割までいかないけれども、４割弱の方が保険料が下がるということですね。ちょっと細かな数字みんな言われたんで、これは現在のあれですね、現在の区分ですね。

○阿部高齢福祉課長 これは、１３段階に変えた場合の数値でございます。

○田中（健）委員 それ、数字があれば、４段階から後、１３段階まで、ちょっと参考のために教えていただけますか。

○阿部高齢福祉課長 お答えいたします。

４段階が７．６％、５段階が１３．７％、６段階が１２．９％、７段階が１５．８％、８段階が５．８％、９段階が１．９％、１０段階が０．９％、１１段階が０．４％、１２段階が０．３％、１３段階が１．１％でございます。

以上です。

○田中（健）委員 ありがとうございます。標準というのか、基準の保険料になるのが５段階ですから、そうすると６割までが真ん中より、真ん中ひっくるめて、中間ひっくるめて、それより下というような感じで、それよりも高い方が４割というような形になるわけですね。ありがとうございます。これだけ、こういう形であれば応能負担の形に少しずつ近づいてきたんじゃないかということを理解しました。

それで、こうやって制度改正すると、今までは刻みが４００万円、５００万円というところが、今度４２０万円とかいう形になるので、そこの２０万円のあれで、今までよりも、例えば、極端なことを言うと、１０万円の方は今までは４００万円以上の高い率で払っていたけど、今度は４２０万円でいくと一つ下の段階になるというようなことが生じるわけですけども、その辺の２０万円ということで行くと、全体のそれが１００万円単位であるから、２割ぐらいがその辺で恩恵を被るというのか、そういうことは出てくる可能性はありますよね。

○阿部高齢福祉課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、所得金額が変わる方が、やはりそんなに大きい数字じゃないんですけども、400万円から420万円未満の方等は100人弱ぐらいの方が、負担が減る方がいらっしやいまして、そのほかにも、500万円から520万円の方は44人、720万円から750万円の方が、ちょっと負担が大きくなるのが20人程度、該当する方が出てくるようになっております。

以上です。

○田中（健）委員 その辺の数字まで細かに検討しているということで、ちょっと驚きました。ありがとうございました。

私のほうの質疑は以上です。

○青木委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 これもないようでございますので、議員間討議を終結し、討論を求めます。

○清水委員 議案第40号防府市介護保険条例中改正について、反対の立場を表明いたします。

今回の改正は、第9期介護保険料基準額の見直しとなっております。新年度からの第1号被保険者の介護保険料の基準額は月額5,905円と、今年度に比べて2.2%増、126円増となっております。今日の物価高騰や年金額の減少などで、保険料の値上げは極めて重いものとなっております。

そうした状況の中、介護保険料の値上げは認めるわけにはいかないことから、反対の立場を表明いたします。

以上です。

○田中（健）委員 今回、2.2%という形が基本月額で上がるということでありましてけれども、そういう意味でいけば、そのことについては反対をしたいわけですがけれども、先ほどから質疑をしたように、約4割の方が実質は保険料は下がってくると、そして、中間的なところ以上の方は、4段階からは若干上がるわけですがけれども、そういうことを全体的に考えて、応能負担により近い制度になってきているということなどを考えて、この議案については、総合的に考えて賛成をしたいと思います。

ただ、今後、下関や山口や宇部のような形で、所得段階をさらに細分化して、増やしていただきたいということを意見として申し上げておきます。

○青木委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、挙手により採決といたします。議案第４０号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○青木委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、議案第４０号については原案のとおり承認されました。

議案第４３号 防府市休日診療所設置条例中改正について

○青木委員長 次に、議案第４３号防府市休日診療所設置条例中改正についてを議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○松村健康福祉部次長 それでは、議案第４３号防府市休日診療所設置条例中改正について御説明いたします。

議案書の３４７ページをお願いします。

本案は、本市の一次救急医療体制の強化を図るため、休日診療所において夜間の診療を実施できるよう条文を見直すものでございます。

救急医療体制は、軽症の患者に対する一次救急、手術や入院が必要な患者に対する二次救急、そして、命に関わる重篤な患者に対応する三次救急、それぞれが役割を分担する必要があります。

本市では、内科の夜間一次救急医療体制が整備されていないことから、軽症な方も二次救急、三次救急を受診している現状がございます。

このたび、オンライン診療により、内科の夜間一次救急医療体制を整備することで、軽症な方の二次救急、三次救急への受診を減少させ、一次、二次、三次救急がそれぞれの役割を十分に発揮し、安定的に救急医療を提供できる医療圏域となるよう、救急体制の充実を図ろうとするものでございます。

具体的な改正内容につきましては、３４９ページをお願いします。

３４９ページの新旧対照表にお示ししておりますとおり、施設の設置目的に夜間を追加するものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○青木委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○石田委員 なるべく二次、三次の負担を減らそうという御意向というのは理解できるのですが、オンライン診療をされるときに対応してくださるお医者さん、図を見ると、医師会から来てくださるみたいですが、どのようなお医者さんが来てくださるのか、想定

されているのか教えてください。

○野島健康増進課長 お答えいたします。

医師については、防府医師会の主には内科の先生と、あとは市外もしくは県外の医師会が一応認められたというか、精査をされた先生にお願いをする予定にしております。

○石田委員 ありがとうございます。その辺のいわゆる町医者 of 先生をイメージすればいいんですかね。救急医療に慣れていない先生も、本当に多いと思うんです。私も救急隊員として現場で救急車に乗っていたんですけど、心肺蘇生が必要な患者に吸引器で滑りをよくするために水出したら、口の中に入れるようなお医者さんとか、あと脈取るのか、こうやって首をかしげよるから、何しようかですかと言ったら、脈が取れないんですけど、止まっているじゃないですかとか、そのレベルのお医者さんも本当に多いんです、学校出て長いお医者さんであれば。なんで、本当に大丈夫なんかなというのは、ちょっと不安なのと。

あと、二次救急についても、現場で乗っていたときによく感じていたのが、アルバイト医の先生が輪番でついているんですけど、専門外だとか言って断るんです。これが本当に多くて、なかなか病院が決まらないう。最終的に防府の場合は、県総があるから何とかなっているんですけど、かなりこの辺も、本当はまとめてお金どんと二次救急病院に渡すんじゃないくて、奨励金みたいな感じで、受け入れた件数に応じてお渡しするようにするとか、本当にちょっと仕組みを考えていかないと、アルバイト医が来て、専門外とかベッド満床とか、そんな理由で断られたら何のための二次救急かという話にもなってしまうんで、その辺も懸念しているところなんですけど、全体的に何かお考えがあれば教えてください。

○野島健康増進課長 お答えいたします。

石田委員が今御指摘をされたようなことなんですけれども、一次救急はあくまでも軽症の患者さんという認識なので、例えば呼吸状態がすごい悪いような方は、むしろ一次救急ではなくて、二次、三次ということになるので、あくまでも軽症の患者さんに対してということで、それでオンライン診療をされて、オンラインなので、そこで御本人の訴えを聞いて、これは直接診察をしていただいてということでの二次救急、あとは県立総合医療センターである三次救急に、紹介状というか状況を伝えられて、紹介をして受診していただく形を取りたいと思っております。よろしいでしょうか。

○清水委員 すみません、先ほどの石田委員の質問の答弁と重複するのも可もれませんが、このオンライン診療の導入ということに関して、オンライン診療のデメリット、これをどういうふうにお考えになっているのかという部分、またそれに対してどのように対応するのか、そのあたりのお考えをお聞か

せいたきたいんですけど、お願いいたします。

○野島健康増進課長 お答えいたします。

オンライン診療のメリットもたくさんあるんですけども、デメリットについては、うちのほうも考えておりますのが、直接お医者さんが、画面上では診察はするんですけど、直接、いわゆる触診であるとか、聴診器を当ててということとはできないので、例えば検査をしてほしいとか、そういう方に関してはオンライン診療はできないので、検査ができる病院のほうに紹介をする形を取りたいと思います。

ただ、デメリットもありますが、それ以上にメリットのほうがとても大きいです。メリットを申しますと、やはり防府市内、先生が高齢化をしていらっしゃいますし、実際に、例えば、今回能登半島で起こったような災害が起こったときにも、日頃からそういうオンラインをしていればスムーズに、例えば道路が遮断されたとか、そういうときにはすぐに対応ができるというメリットもたくさんあります。そのあたりのことも考えて、オンライン診療を一次救急に導入しようと考えました。

○清水委員 分かりました。やはりオンライン診療、私もメリットが多いということは、認識はしているんですけど、それでもまだ、今後運用していく中で、いろんな問題が起こってくるとは思うんですけど、やはり一定の限界もあるのではないかとということも考えております。

ですから、一番大事なのがオンラインと直接の受診の使い分けでもないかと思うので、そのあたりはまたうまくやっていただきたいということを要望いたします。これ、要望です。

以上です。

○上田委員 この利用の仕方ですね。勉強会の資料によると、電話による患者を受け付けて、オンライン事務局に電話をして、看護師さんが相談内容、状況に応じて、いろんな対応をされるというのがありますが、この電話は、この＃７１１９というのに電話するんですかいね。

○野島健康増進課長 お答えいたします。

＃７１１９というのは、電話による今もやっている相談、受診、自分の健康状態の相談をするところという意味なので、電話に関しては、またきちんとそういう回線を、新年度になって電話番号をきちんと決めて、それで周知をしまいたいと思っております。

電話をされた後、その電話をされたスマホの携帯に、URLというか、アクセスできるコードを送らせていただいて、そこからスマホの画面を見ながらの対面での診療になります。

○上田委員 分かりました。これ、この前ちょっと御説明をいろいろ受けましたので分かっていますが、あと、夜間の受付時間というのは、これ、何時から何時になっていますか。

○野島健康増進課長 お答えいたします。

午後7時から午後10時を想定しております。

○石田委員 夜間のオンラインのこういう一次救急の仕組みですけど、これって全国的にやっているんですか。これ、予算じゃないんであれなんですけど、今年国費がついているんですけど、そういう話なんですか。全国的な流れの中でこれをやろうということなんか、国が出してくれるから、それとも防府市独自でこれをやろうとしたんかという、そこを教えてください。

○野島健康増進課長 県内でいえば、まず、休日診療所でこういうオンライン診療をされているところというのはありません。

ただ、県立総合医療センターであるとか、僻地の医療ということで、その病院でオンラインをされている病院はあると聞いております。

この仕組みに関しては、防府市のある程度独自のものなので、今、補助金の申請も国に上げております。それが採択されるかどうかはまだ返事はないんですけども、一応、それで申請をしております。

○青木委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、議員討議を終結し、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第43号については原案のとおり全員一致で承認されました。

議案第26号 令和6年度防府市介護保険事業特別会計予算

○青木委員長 続きまして、議案第26号・令和6年度防府市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○松村健康福祉部次長 それでは、令和6年度防府市介護保険事業特別会計予算について

御説明いたします。

予算参考資料の４３９ページをお願いします。

４３９ページ、初めに保険事業勘定でございます。

令和６年度は、第９期介護保険事業計画の初年度であり、予算総額は歳入歳出それぞれ合計１１７億５，６００万円で、前年度と比較して２億６，１００万円の減、率にして２．２％の減となっております。

それでは、拡充事業を中心に、主な事業を御説明いたします。

４４９ページをお願いします。

４４９ページ、介護予防・日常生活支援総合事業費でございます。

（１）の②介護予防・生活支援サービス事業につきましては、要支援者や総合事業対象者に対するサービスで、自立度の高い軽介護度の方が元の生活を取り戻せるよう取り組んでおります。

特に短期集中予防型サービスにつきましては、令和３年度に事業を開始して以来その効果が見られることから、これまでの通所型のサービスに加え、令和６年度から新たに訪問型のサービスを開始するなど、事業の充実を図ってまいります。

次に、４５０ページをお願いします。

４５０ページの下段、包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センターの運営、認知症総合支援、介護給付費等適正化、自立支援などの経費でございます。

（１）包括的支援事業費の⑥認知症総合支援事業につきましては、市内８か所に設置している認知症カフェの充実を図るとともに、新たに認知症早期発見ツールを導入し、認知症予防や脳の健康について関心を持っていただくとともに、認知機能の低下が疑われた場合には、早期に必要な支援・医療につなげられる体制を整えてまいります。

保険事業勘定については、以上でございます。

続いて、サービス事業勘定について御説明いたします。

４５５ページをお願いします。

４５５ページ、サービス事業勘定でございます。歳入におきましては、市直営の地域包括支援センターが担当する野島地区の要支援者に係る介護予防サービス計画収入を、また、歳出におきましては、計画作成委託料等を計上いたしております。

サービス事業勘定については、以上でございます。

最後に、債務負担行為について、予算書により御説明いたします。予算書をお願いいたします。

予算書の６６ページでございます。

予算書の66ページ、認知症カフェ業務委託につきましては、市内に8か所設置しております認知症カフェに係る令和7年度から令和9年度までの業務委託料でございます。

介護保険事業特別会計予算は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○青木委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 幾つかありますけども、ちょうど今多分皆さんも開いていると思いますので、認知症カフェの業務委託、債務負担行為で7年から9年度ということですので、6年度にこの業務委託の業者を決めるということだと思うんですが、これはどういう形で決められるのか、プロポーザルだとか何か、その辺はどんな形で今考えられておられるのでしょうか。

○小野高齢福祉課主幹 お答えいたします。

認知症カフェにつきましては、令和6年度に公募いたしまして、選定委員会を経て決定していく予定としております。

以上でございます。

○田中（健）委員 認知症の問題が、以前よりもやっぱりもっと社会的にというのか、そういう切実な話をよくお聞きします。それで、高齢者の計画のパブリックコメントでも、認知症に対する対策がやや不十分じゃないかという感じの意見があって、それに対して市のほうがそれなりにお答えされているという感じを見ましたけれども、やっぱりちょっとこういうところに力を入れていただければと思います。

それで、同じく、今度は予算参考資料の、すみません、すぐ資料が出てこないんですが、新しく拡充で、450ページ、（1）の包括的支援事業の⑥の認知症総合支援事業で、認知症早期発見ツールを活用というような形で、これが拡大の中身だろうと思うんですが、ちょっとこれについて少し説明いただければありがたいんですが。

○小野高齢福祉課主幹 お答えいたします。

このたび、認知症の早期発見をしていくために、認知症のアプリの導入を検討しておるところでございます。

具体的に申し上げますと、2種類の導入を今検討しております。1種類目といたしましては、より手軽に市民の方に普及していただき、活用していただけるものといたしまして、高齢者御自身が持っておられますスマートフォンやタブレットにダウンロードしていただいて、それで毎日そのスマートフォンに向かって、その日に、今日の日にち、御自分の年齢、曜日をスマホに向かって話しかけていただく。それを元にAIが判断して、認知機能の低下の心配があるかないかを助言をしていくものとなっております。

もう1種類は、より詳しくその方の認知機能、脳の健康をチェックしていくものでございまして、これは、地域包括支援センター、行政の持っているスマートフォン、タブレットにダウンロードする仕組みです。

それは具体的に申し上げますと、地域であります、今、介護予防の場、また、今年度からルルサスで行っております健康相談の場に持って出まして、そこで1人15分ぐらいかかるものですので、認知症のチェックをしていき、心配な方にはすぐ必要な医療を御紹介していただくということを考えております。

以上でございます。

○田中（健）委員　そうしますと、ちょっとびっくりしたんですが、スマホに向かって毎日話しかけて、AIというのは。これはだから、ダウンロードするのにアプリの使用料という形で要るわけですか、それとも市のほうが、それを市のホームページか何かに出せば、それに自由に、今の例えばごみなんかの分はそういう、今日は何の日とかいうのも教えてくれますけれども、そういう形でできるのか、これはどちらの形になるんですか。

○小野高齢福祉課主幹　お答えいたします。

市のほうからQRコードをお渡ししまして、それを基に市民の方にダウンロードしていただく形を考えております。ですから、費用につきましては市で負担をするということですよ。

今考えておるものにつきましては、人口規模によって、利用人数に関係なく、もう定額制ということのシステムでございますので、多くの方に使っていただけるようになることを願っております。

以上です。

○田中（健）委員　分かりました。そのQRコードは、どういう形で市民の方が入手できるんですか。

○小野高齢福祉課主幹　お答えいたします。

今考えておりますのは、65歳になられたときに介護保険証を全員の方に郵送いたしますので、そこにQRコードの載ったチラシを入れさせていただいたりとか、市役所のいろんな課の窓口、また地域包括支援センター、市広報、ホームページへの掲載、またいろんな場で、集いの場等でもお知らせをしていけたらと思っております。それと、医療機関のほうにも御協力いただくようになるかと思います。

以上でございます。

○田中（健）委員　分かりました。そういう形でできれば、それは何か非常に進んだというのか、ただ、毎日スマホに話しかけるというのもなかなか大変なような気がしますけれ

ども、ありがとうございました。ぜひ、認知症の対策は様々な形で進めないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

○青木委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。

○清水委員 議案第２６号防府市介護保険事業特別会計予算について、反対の立場を表明いたします。

先ほどの議案第４０号にて反対の立場を表明いたしました。このたびの予算は、先ほど申し上げました値上げされた保険料などが予算化されたという点で、反対の立場を表明いたします。

以上です。

○青木委員長 討論を終結し、お諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。議案第２６号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○青木委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、議案第２６号については原案のとおり承認されました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前１１時２５分 休憩

(予算委員会教育民生分科会開催)

午後３時２５分 再開

○青木委員長 引き続き教育民生委員会に戻りまして、閉会中の継続調査について御協議をお願いいたします。

前回からの懸案事項として、健康福祉について、障害者福祉について、児童福祉について、介護保険事業について、学校教育について、生涯学習について及び公民館についてを継続調査としておりましたが、新年度事業を含めまして、新たに追加する事項等がございましたらお願いいたします。(発言する者あり)

それでは、健康福祉について、障害者福祉について、児童福祉について、介護保険事業

について、学校教育について、生涯学習について及び公民館についてを当委員会の調査事項として、閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき議長に申出をいたします。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後3時27分 閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年3月13日

防府市議会教育民生委員会委員長 青 木 明 夫